

魚津市告示第124号

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月20日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2に対する週1回程度のサービス	1月につき	1,176単位
ロ 訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2に対する週2回程度のサービス	1月につき	2,349単位
ハ 訪問型サービス費Ⅲ	要支援2に対する週2回を超えるサービス	1月につき	3,727単位
ニ 訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者・要支援1・2に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	268単位
ホ 訪問型サービス費Ⅴ	事業対象者・要支援1・2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	272単位
ヘ 訪問型サービス費Ⅵ	要支援2に対する1月の中で9回から12回までのサービス	1回につき	287単位
ト 訪問型サービス費（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2に対する1月につき22回までのサービス	1回につき	167単位
チ 初回加算		1月につき	200単位
リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100単位

	(2) 生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	1月につき	200単位
ヌ 介護職員処 遇改善加算	(1) 介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位× 137/1,000
	(2) 介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位× 100/1,000
	(3) 介護職員処遇 改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位× 55/1,000
ル 介護職員等 特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特 定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位× 63/1,000
	(2) 介護職員等特 定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位× 42/1,000
ヲ 介護職員等 ベースアップ 等支援加算		1月につき	所定単位× 24/1,000

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。